

緑地協定

緑地協定

緑地協定は、都市緑地法に基づいて、都市計画区域における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全や緑化に関する事項について協定を締結する制度です。

緑地協定一覧

協定名	面積 (ha)	認可年月日	指定要件	植栽場所	期間	保存育成 維持管理
創造の丘ナシオン東山台2丁目 緑化協定	3.72	H.3.1.30	都市緑地保全法第20条	道路沿いの敷地内の植栽可能な場所	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台3丁目南 "	5.46	H.4.2.10	都市緑地保全法第20条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台3丁目中 "	2.74	H.6.9.6	都市緑地保全法第20条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台3丁目北 "	3.58	H.7.8.1	都市緑地保全法第20条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台3丁目東 "	1.01	H8.6.11	都市緑地保全法第20条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
西宮名塩さくら台第1住宅地区 "	20.79	H.9.6.16	都市緑地保全法第14条	基本樹種設定、植栽場所は既設の植樹帯を基本に	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台4丁目南 "	1.58	H.9.12.16	都市緑地保全法第20条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台4丁目北 "	3.10	H.14.3.6	都市緑地保全法第20条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台4丁目中 緑地協定	1.20	H.17.5.17	都市緑地法第47条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台5丁目西 "	0.71	H18.9.29	都市緑地法第47条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台3丁目中央 "	0.23	H18.10.12	都市緑地法第47条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン東山台3丁目西 "	1.71	H20.8.19	都市緑地法第47条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン国見台4丁目南 "	9.23	H24.8.10	都市緑地法第47条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
創造の丘ナシオン国見台4丁目北 "	1.41	H27.7.7	都市緑地法第47条	道路に接する敷地内幅70cmを植樹帯となるよう努める	10年	土地所有者等
夙川セントテラス 秀麗の丘 "	2.00	R1.11.28	都市緑地法第47条	各区画の緑化率は10分の3以上を確保し、道路に面した部分に植栽を設けるよう努める	10年	土地所有者等